

亀山市告示第78号

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和元年10月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、庁用車両に設置したドライブレコーダーにより収集したデータの管理運用に関し必要な事項を定め、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故等における責任の明確化及び処理の迅速化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用車両 亀山市庁用車両の管理及び使用に関する規程（平成17年亀山市訓令第37号）第2条第1項に規定する庁用車両及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で病院事業管理者の管理に属するものをいう。
- (2) ドライブレコーダー 庁用車両に設置し、周囲の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声をいう。
- (4) 個人情報データ データのうち、特定の個人を識別できるものをいう。
- (5) 電磁的記録媒体 電磁的方法によりデータを記録することができるドライブレコーダー内のハードディスク、メモリーカード等の記録媒体をいう。

(6) 解析・保存装置 パーソナルコンピュータでデータの解析及び保存を行うことができる装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 データの管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作責任者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者等に該当する職員及びその事務内容は、次のとおりとする。

職名	該当職員	事務内容
管理責任者	庁用車両を所管する課の長又はこれに相当する職員	管理すべきデータを適正に管理する。
操作責任者	管理責任者が指名する者	管理責任者の指示により電磁的記録媒体及び解析・保存装置を操作し、データの解析及び保存を行う。

(データの適正管理)

第4条 データの管理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 加工することなく記録時の状態のままにしておくこと。
- (2) 管理責任者等以外の者は、データの検索、閲覧、複製及び持ち出しをしてはならない。
- (3) 解析・保存装置等にパスワード等の設定をし、漏えい、滅失、損傷、改ざん及び不正利用を防止すること。
- (4) ドライブレコーダーから取り外した電磁的記録媒体は、鍵の掛かる場所に保管すること。
- (5) データは、管理責任者が指定する解析・保存装置のみで解析及び保存するものとする。

(データの利用)

第5条 データは、次に掲げる場合以外に利用してはならない。

- (1) 交通事故等の事実関係の確認及び事故原因を究明する場合
- (2) 亀山市事故審査会から提出要請があった場合
- (3) 職員の交通安全啓発その他交通安全対策に活用する場合

(4) 安全運転意識及び運転マナー向上のため、運行状況を検査する場合

(5) 次条の規定に基づき、外部へ閲覧及び提供する場合
(データの外部への閲覧及び提供)

第6条 データは、次に掲げる場合を除き、外部に閲覧させ、又は提供してはならない。

(1) 交通事故等の事実関係及び原因を確定する当事者、その当事者から委任を受けた保険会社その他の代理人又は捜査機関へ提供する場合

(2) 法令に基づき文書により提供を求められた場合
(閲覧の申請)

第7条 データを閲覧しようとする者(以下「閲覧申請者」という。)は、データ閲覧申請書(様式第1号)を市長、教育委員会、病院事業管理者又は議会(以下「市長等」という。)に提出しなければならない。

(閲覧の承認及び不承認)

第8条 市長等は、前条の申請について、閲覧申請者の目的が、第6条各号に掲げる場合に限り、データの閲覧を承認することができる。

2 市長等は、前項の規定により閲覧を承認し、又は不承認とした場合は、データ閲覧承認書(様式第2号)又はデータ閲覧不承認書(様式第3号)を閲覧申請者に交付するものとする。

(閲覧の方法)

第9条 データの閲覧は、管理責任者等の立会いのもとで行うものとする。

(提供の申請)

第10条 データの提供を受けようとする者(以下「提供申請者」という。)は、データ提供申請書(様式第4号)を市長等に提出しなければならない。

(提供の許可及び不許可)

第 1 1 条 市長等は、前条の申請について、提供申請者の目的が、第 6 条各号に掲げる場合に限り、データの提供を許可することができる。

2 市長等は、前項の規定によりデータの提供を許可し、又は不許可とした場合は、データ提供許可書（様式第 5 号）又はデータ提供不許可書（様式第 6 号）を提供申請者に交付するものとする。

3 市長等は、前項の規定による許可に必要な条件を付することができる。

（提供の方法等）

第 1 2 条 データの提供は、直接手渡しする方法により行うものとする。

2 データの提供に要する経費は、申請者の負担とする。

3 データの提供を受けた者は、データ受領書（様式第 7 号）を市長等に提出しなければならない。

4 データの提供を受けた者は、その目的を達成したとき、又はその目的が達成されないことが判明したときは、提供したデータを消去した上で、データ消去報告書（様式第 8 号）を市長等に提出しなければならない。

（閲覧者等の守秘義務）

第 1 3 条 データを閲覧し、又はデータの提供を受けた者は、閲覧等によって知り得た情報を漏らしてはならない。

（データの保存期間）

第 1 4 条 データの保存期間は、原則として電磁的記録媒体の記録上限を超えて上書きされるまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、解析・保存装置に保存したデータの保存期間は、第 5 条各号に掲げる利用の目的又は第 6 条各号に掲げる閲覧若しくは提供の目的を達成するために必要な期間として管理責任者が認めた期間とする。

（電磁的記録媒体の廃棄）

第 1 5 条 管理責任者等は、電磁的記録媒体を廃棄するときは、漏え

い防止のため、データを消去した上で破砕等の処分を行うものとする。

（個人情報データの利用、閲覧及び提供の制限）

第16条 第5条から第12条までに規定するほか、個人情報データは、データの管理運用以外の目的のために利用し、閲覧させ、又は提供してはならない。ただし、亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第11条第1項ただし書の規定により個人情報データを利用し、又は本人に閲覧させ、若しくは提供する場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合において、容易に個人と第三者が区別できないときは、個人情報データを利用させ、閲覧させ又は提供しないことができる。

（管理責任者等の守秘義務）

第17条 管理責任者等は、データから知り得た情報を漏らしてはならない。その地位を退いた後も、同様とする。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

市長等名

様

申請者

住所

氏名

電話

—



データ閲覧申請書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第7条の規定により、下記のとおりデータを閲覧したいので、承認願いたく申請します。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
録画した日時	年 月 日 時 分頃 から 年 月 日 時 分頃 まで
データの閲覧の目的	

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

様

市長等名

データ閲覧承認書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第8条第2項の規定により、
下記のとおりデータを閲覧することを承認します。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
録画した日時	年 月 日 時 分頃 から 年 月 日 時 分頃 まで

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

様

市長等名

データ閲覧不承認書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第8条第2項の規定により、データを閲覧することを不承認とします。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
データの閲覧の目的	
非承認の理由	

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

市長等名

様

申請者

住所

氏名

電話

—



データ提供申請書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第10条の規定により、下記のとおりデータの提供を受けたいので、許可願いたく申請します。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
録画した日時	年 月 日 時 分頃 から 年 月 日 時 分頃 まで
データの提供の目的	
録画の方法	

様

市長等名

データ提供許可書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第11条第2項の規定により、下記のとおりデータの提供を許可します。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
録画した日時	年 月 日 時 分頃 から 年 月 日 時 分頃 まで
データの提供の目的	

許可の条件

- 1 データを適正に管理すること。
- 2 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- 3 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに映像の消去等、必要な処理を行うこと。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

様

市長等名

データ提供不許可書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第11条第2項の規定により、データを提供することを不許可とします。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
データの閲覧の目的	
不許可の理由	

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

市長等名

様

受領者

住所

氏名

電話

—



データ受領書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第12条第3項の規定により、下記のとおりデータを受領しました。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
録画した日時	年 月 日 時 分頃 から 年 月 日 時 分頃 まで
データの提供の目的	
録画時間	分

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

市長等名

様

報告者

住所

氏名

電話

—

⑩

データ消去報告書

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第12条第4項の規定により、下記のとおりデータを消去したので、報告します。

記

項目	内容
ドライブレコーダー設置車両	
録画した日時	年 月 日 時 分頃 から 年 月 日 時 分頃 まで
データ消去日	年 月 日